

## なすびんロゴの利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）のイメージキャラクター「なすびん」のロゴマーク（以下「なすびんロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (なすびんロゴに関する権利)

第2条 なすびんロゴに関する一切の権利は、協議会に属する。

### (利用の申請等)

第3条 なすびんロゴを利用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 協議会が主体となって実施するイベント等で利用する場合
- (2) 協議会構成団体内の学校等が教育の目的等で利用する場合
- (3) 報道機関が報道目的に利用する場合
- (4) 南泉州地域に属する水なす業者等が利用する場合
- (5) その他会長が適当であると認めた場合

2 使用者は、前項第3号から第5号までに該当する場合は、なすびんロゴ利用届出書（様式第1号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) なすびんロゴの利用状況及び企画内容がわかる資料
- (2) 会社概要等使用者の事業内容がわかる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、なすびんロゴの管理及び実績を把握するために会長が必要であると認める資料

3 使用者は、第1項に規定する承認を受けようとするときは、なすびんロゴ利用申請書（様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

### (利用の承認)

第4条 会長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が協議会構成市町の特産品や協議会構成市町のPRに寄与すると認めるときは、2年を超えない期間において、利用の承認（以下「利用承認」という。）をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、なすびんロゴの利用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 会長は、前項の規定によりなすびんロゴの利用を承認したときはなすびんロゴ利用承認書（様式第3号）により、利用を不承認としたときはなすびんロゴ利用不承認書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（利用承認の制限）

第5条 なすびんロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 協議会の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
- (7) なすびんロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) なすびんロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がなすびんロゴの立体物と認められない場合
- (10) なすびんロゴの著しい変形その他なすびんロゴの利用が適当でないと認められる場合

（利用料）

第6条 なすびんロゴの利用料については、無料とする。

（利用上の順守事項）

第7条 第3条第1項各号のいずれかに該当する場合、もしくは第4条の規定による利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) なすびんロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、著作権表示（©華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会 2008）をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

2 利用者は、なすびんロゴを利用してから二年を経過した後、もしくは利用の承認期間が終了した後、30日以内になすびんロゴ利用報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 完成品（提出が困難なものについては、写真等を提出）
- (2) 実施した状況や販売（実績）数がわかる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、なすびんロゴの管理及び実績を把握する為に会長が必要であると認める資料

（承認内容の変更等）

第8条 利用者が利用期間中になすびんロゴ利用承認書に記載された内容について変更をしようとする場合は、あらかじめなすびんロゴ利用変更申請書（様式第6号）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認したときはなすびんロゴ利用変更承認書（様式第7号）により、変更を不承認としたときはなすびんロゴ利用変更不承認書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（承認の取消等）

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用承認（前条の追加又は変更の承認があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用承認が取り消された場合、承認取消の日からなすびんロゴを利用することができないものとする。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他なすびんロゴの利用継続が不相当であると認められた場合

2 会長は、前項の規定により利用承認を取り消したときはなすびんロゴ利用承認取消書（様式第9号）により、なすびんロゴの利用承認を受けた者に通知するものとする。

3 会長は、前項の規定による利用承認の取り消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 会長は、利用者になすびんロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 協議会は、この要綱による利用承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 利用者は、なすびんロゴを利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、なすびんロゴの利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、なすびんロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、なすびんロゴの利用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 会長は、なすびんロゴの利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、なすびんロゴの利用承認の状況について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、なすびんロゴの利用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

な す び ん ロ ゴ 利 用 届 出 書

平成 年 月 日

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長 様

住所・所在地  
商号・名称  
(代表者) 氏名

なすびんロゴを利用したいので、なすびんロゴの利用に関する要綱第3条第2項の規定に基づき届出します。

商 品 名	① ② ③
販 売 価 格	① ② ③
予 定 製 造 数 量	① ② ③

※尚、届出書の提出にあたりなすびんロゴの利用形態および企画内容がわかるものの書類等も同時にご提出ください。

華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会 事務局

担 当 者			
連 絡 先	電話番号		F A X 番 号
	E-mail		

な す び ん ロ ゴ 利 用 申 請 書

平成 年 月 日

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長 様

住所・所在地  
商号・名称  
(代表者) 氏名

なすびんロゴを利用したいので、なすびんロゴの利用に関する要綱第3条第3項の規定に基づき申請します。

記

■利用目的	
■利用内容 (数量等を詳しく記載)	
■利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
■連絡先	担当者名 : TEL : FAX : E-MAIL :

- 添付書類 ①なすびんロゴの利用状況がわかる完成見本等  
(添付できない場合は写真等)  
②会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

な す び ん ロ ゴ 利 用 承 認 書

平成 年 月 日

様

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長<sup>印</sup>

平成 年 月 日付けで申請のあったなすびんロゴの利用について、下記の通り承認しましたので、なすびんロゴの利用に関する要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

記

■利用目的	
■利用内容 (数量等を詳しく記載)	
■利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
■承認番号	第 号
■備考 (利用条件等)	※なすびんロゴの利用に関する要綱第7条（利用上の順守事項）等に基づいて利用してください。

様式第4号（第4条関係）

な す び ん ロ ゴ 利 用 不 承 認 書

平成 年 月 日

様

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長<sup>印</sup>

平成 年 月 日付けで申請のあったなすびんロゴの利用に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、なすびんロゴの利用に関する要綱第4条第2項に基づき通知します。

記

（理 由）



な す び ん ロ ゴ 利 用 報 告 書

平成 年 月 日

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長 様

住所・所在地  
商号・名称  
(代表者) 氏名

なすびんロゴを利用しましたので、なすびんロゴの利用に関する要綱第7条第2項の規定に基づき報告します。

商 品 名	① ② ③
販 売 価 格	① ② ③
販 売 数	① ② ③

※尚、報告書の提出にあたりなすびんロゴを用いた商品等の完成品をご提出ください。  
ただし、提出が困難なものについては、写真等で形態がわかるものの書類をご提出ください。

華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会 事務局

担 当 者			
連 絡 先	電話番号		F A X 番 号
	E-mail		

な す び ん ロ ゴ 利 用 変 更 申 請 書

平成 年 月 日

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長 様

住所・所在地  
商号・名称  
(代表者) 氏名

平成 年 月 日付け第 号にて承認を受けたなすびんロゴの利用について、次の通り内容を変更したいので、なすびんロゴの利用に関する要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
■変更箇所 (名称・デザイン・利用場所・利用回数・サイズ・数量などを詳しく記載)		
■変更理由		
■連絡先	担当者名 : TEL : E-MAIL :	FAX :

■添付書類 利用する状況の見本（添付できない場合は写真等）

な す び ん ロ ゴ 利 用 変 更 承 認 書

平成 年 月 日

様

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長<sup>印</sup>

平成 年 月 日付で申請のあったなすびんロゴの利用変更について、下記の通り承認しましたので、なすびんロゴの利用に関する要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
■変更箇所		
■承認番号	第 号 - (枝番)	
■備 考 (利用条件等)		

※ 本承認に基づく利用期間は、当初利用期間の残存期間となります。

※ なすびんロゴの利用に関する要綱に基づいて利用してください。

様式第8号（第8条関係）

な す び ん ロ ゴ 利 用 変 更 不 承 認 書

平成 年 月 日

様

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長<sup>印</sup>

平成 年 月 日付けで申請のあったなすびんロゴ利用変更に係る申請について、下記の理由により不承認としましたので、なすびんロゴの利用に関する要綱第8条第2項に基づき通知します。

記

(理 由)

様式第9号（第9条関係）

な す び ん ロ ゴ 利 用 承 認 取 消 書

平成 年 月 日

様

華やいで大阪・南泉州観光  
キャンペーン推進協議会会長<sup>Ⓔ</sup>

平成 年 月 日付け第 号で承認したなすびんロゴの利用については、次の理由により利用承認を取り消したので、なすびんロゴの利用に関する要綱第9条第2項に基づき通知します。なお、この承認取消通知の日以降、承認を受けたなすびんロゴを用いた物品等は利用できません。

（理 由）